

2019年9月17日 全5頁

# 法律・制度 Monthly Review 2019.8

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部  
制度調査課

### [要約]

- 8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 8月は、金融庁が銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等を公表したこと（7日）、2019（令和元）年財政検証結果が公表されたこと（27日）、各省庁から税制改正要望が公表されたこと（30日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○8月の法律・制度レポート一覧	2
○8月のウェブ掲載コンテンツ	2
○8月の法律・制度に関する主な出来事	3
○9月以後の法律・制度の施行スケジュール	4

## ◇8月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
2日	公募投信・二重課税調整制度導入の影響解説（法人編） ～公募投信を通じた外国投資を行う法人は、 当期純利益の上乗せ要因に～ <a href="https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190802_020943.html">https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190802_020943.html</a>	是枝 俊悟	税制	11
13日	F S B 報告書 送金業者を巡る国際的な取組み <a href="https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190813_020960.html">https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190813_020960.html</a>	横山 淳	金融制度	6
14日	法律・制度 Monthly Review 2019.7 ～法律・制度の新しい動き～ <a href="https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190814_020964.html">https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190814_020964.html</a>	制度調査課	その他法律	6
16日	事業再生、事業承継などに係る 銀行の議決権保有制限の見直し案 ～いわゆる5%ルールを一部緩和～ <a href="https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190822_020982.html">https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190822_020982.html</a>	横山 淳	金融制度	6
24日	リスクアペタイト・フレームワークの現状 ～「地方銀行・第二地方銀行」、 RAF の導入を奨励され続ける見込み～ <a href="https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190826_020987.html">https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190826_020987.html</a>	鈴木 利光	金融制度	10

## ◇8月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
8月7日 掲載	コラム：米国では退職後の生活資金は十分なのか <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20190807_010295.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20190807_010295.html</a>	鳥毛 拓馬
8月8日 掲載	大和スペシャリストレポート：今さら聞けない改正個人情報保護 法 Q&A (5) <a href="https://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21244-001/">https://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21244-001/</a>	藤野 大輝
8月15日 掲載	コラム：ESG/SDGs の非財務情報開示を誰がチェックするのか <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20190815_010301.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20190815_010301.html</a>	吉井 一洋

## ◇8月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）、公開草案「会計方針の開示」（IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の修正案）を公表。情報開示の基準を明確化するため、「重要な（significant）」への言及を、「重要性のある（material）」会計方針を開示するという要求に置き換えることを提案（コメント期限は11月29日）。</p> <p>◇日本公認会計士協会（JICPA）、IT委員会研究報告第54号「公認会計士業務におけるオープンデータの利用可能性」を公表。</p> <p>◇総務省、ふるさと納税について指定期間が6月1日からの4カ月に限られた43市町村のうちすべてが、10月1日以降の指定を受けるための申請書を提出したことを公表。</p>
7日	<p>◇金融庁、保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正案を公表。法人等向け保険商品の設計上の留意点として、保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないかという観点を明示する等の案（9月6日まで意見募集）。</p> <p>◇金融庁、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）等を公表。事業再生、地域活性化事業及び事業承継に係る銀行等の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の例外措置の拡充等を行う内容（9月10日まで意見募集）。</p>
8日	<p>◇米国証券取引委員会（SEC）、レギュレーション S-K（年次報告書の非財務情報の開示項目等を定める規則）の改正案を公表。事業の状況、訴訟、リスクファクターなどについて開示の近代化を図るものとしている。</p> <p>◇SDGsの進捗を測るためのわが国のグローバル指標が関係府省の協力の下で取りまとめられ、JAPAN SDGs Action Platformにて公表。</p>
9日	<p>◇金融庁、「リスク性金融商品販売にかかる顧客意識調査について（最終報告）」を公表。</p> <p>◇金融庁、「販売会社における比較可能な共通 KPI の公表状況」を公表。2019年6月末までに281社が共通 KPI を公表。投資信託の運用損益がマイナスの顧客比率は2018年3月末基準の46%から、2019年3月末基準では35%に減少。</p>
21日	<p>◇米国 SEC、投資顧問の議決権行使責任に関するガイダンスを公表。顧客との間で議決権行使に関する様々なアレンジメントを締結できること、議決権行使助言会社を利用する場合の留意事項などを記述している。</p>
23日	<p>◇厚生労働省、第7回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会を開催。企業型 DC 実施企業の加入者につき、規約の制約なく本人が希望すれば iDeCo に加入できるように改善する案などを審議。</p>
27日	<p>◇厚生労働省、公的年金の2019（令和元）年財政検証結果を公表。経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド終了時に所得代替率50%以上を維持。</p> <p>◇第24回税制調査会にて、連結納税制度に関する専門家会合が「連結納税制度の見直しについて」を公表。納税環境整備に関する専門家会合が納税実務等を巡る近年の環境変化への対応についての説明資料を公表。</p>
28日	<p>◇金融庁、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」を公表。平成30事務年度における金融行政の実績と令和元事務年度における金融行政の方針を取りまとめたもの。</p> <p>◇金融庁、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」を公表。地域金融機関の金融仲介機能の一層の発揮に向けた、金融庁・財務局の取組みを取りまとめたもの。</p>
29日	<p>◇公正取引委員会、「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）」を公表（9月30日まで意見募集）。利用目的を消費者に知らせずに個人情報を取得すること等、濫用行為となる4つの行為類型を示す。</p>
30日	<p>◇財務省、日米租税条約を改正する議定書を発効させるための批准書を日米政府が交換した旨、公表。利子の制限税率を10%⇒0%に改正し、親子会社間配当等が免税となるための保有期間を12ヵ月以上⇒6ヵ月以上に短縮する等の改正が発効する。源泉徴収される租税は2019年11月1日以後、その他の租税に関しては、2020年1月1日以</p>

30日	<p>後に開始する各課税年度から発効。</p> <p>◇各省庁、財務省・総務省に令和2年度（2020年度）の税制改正要望を提出し、公表。金融庁、NISAの恒久化、上場株式等の相続税評価の改正等を要望。</p> <p>経済産業省、親族外事業承継を促進する措置、エンジェル税制の対象拡大等を要望。</p> <p>厚生労働省、確定拠出年金等に対する特別法人税の撤廃・凍結の延長等を要望。</p> <p>◇証券取引等監視委員会、平成30年度の「証券取引等監視委員会の活動状況」を公表。</p> <p>ITやAIなどを活用した市場監視のためのシステム構築（SupTech）の取組みを推進。</p>
-----	---

### ◇9月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2019年	9月1日	◇店頭FX業者に対し、未カバー率、カバー取引の状況、平均証拠金率などの開示を義務付け。
	10月1日	<p>◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。</p> <p>◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。</p> <p>◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入、自動車税の税率引き下げ等）。</p> <p>◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人課税の見直し実施。</p> <p>◇年金生活者支援給付金の支給開始。</p> <p>◇幼児教育無償化の実施。</p> <p>◇住宅ローン減税の拡充（控除期間を現行の10年から13年に）。</p>
2020年	1月1日	<p>◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。</p> <p>◇投資信託等の外国税額控除の見直し。</p> <p>◇IASの「重要性がある」の定義の修正が発効。</p>
	3月31日	◇（2020年3月31日以後終了事業年度より）有価証券報告書等における記述情報、監査役監査の状況、会計監査の状況などに関する開示が拡充。
	4月1日	<p>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。</p> <p>◇（2020年4月1日以後開始事業年度より）大法人の電子申告が義務化。</p> <p>◇改正民法（債権法）が施行。</p> <p>◇民法（相続法）の改正のうち、配偶者の居住権の創設について施行。</p> <p>◇本人確認方法の厳格化に関する改正犯収法施行規則施行。</p> <p>◇（2020年4月1日以後開始事業年度より）過大支払利子税制の見直し。</p> <p>◇高等教育無償化の実施。</p> <p>◇証券会社等がほふりを通じて顧客のマイナンバーの取得可能に。</p> <p>◇大口信用供与等規制の見直し。</p>
	7月10日	◇民法（相続法）の改正のうち、自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
	12月31日	◇EUベンチマーク規則移行期限。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効（2022年に1年延期する公開草案公表）。
	3月31日	<p>◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。</p> <p>◇野村HDへのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。</p>
	4月1日	<p>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。</p> <p>◇（2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。</p>
	12月31日	<p>◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。</p> <p>◇住宅ローン減税の適用期限。</p> <p>◇マイナンバーの告知猶予期限。</p>
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。

		◇G-SIBs (3メガバンク) への TLAC 規制の比率引き上げ (リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%)。
	4月1日	◇成人年齢 (成年年齢) が 20 歳から 18 歳に引き下げ。
2023 年	1月1日	◇一般 NISA・つみたて NISA の口座開設可能年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げ、ジュニア NISA は 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げ。
	10月1日	◇適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の導入開始。
2024 年	3月31日	◇野村 HD への TLAC 規制の比率引き上げ (リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%)。
	6月1日	◇森林環境税の創設。
2027 年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用 (72.5%)。

※原則として、8月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース (一部見込みを含む) で記載。